

第2節 騒音・振動

騒音は、「好ましくない音」、「不必要な音」の総称で、各種公害のなかでも日常生活に密着した問題であり、その発生源も多種多様です。音は聞く人の心理状態や健康状態などによって感じ方が異なり、同じ音でもある人には心地よく、また別の人にはそうでないこともあるため、感覚公害といわれます。

振動は、工場などに設置されている機械や建設工事で使用される重機類、道路交通などに伴って発生するエネルギーが地面や空気中などを伝播して生じるもので、騒音と同様に感じ方には個人差があります。

1 環境騒音の監視

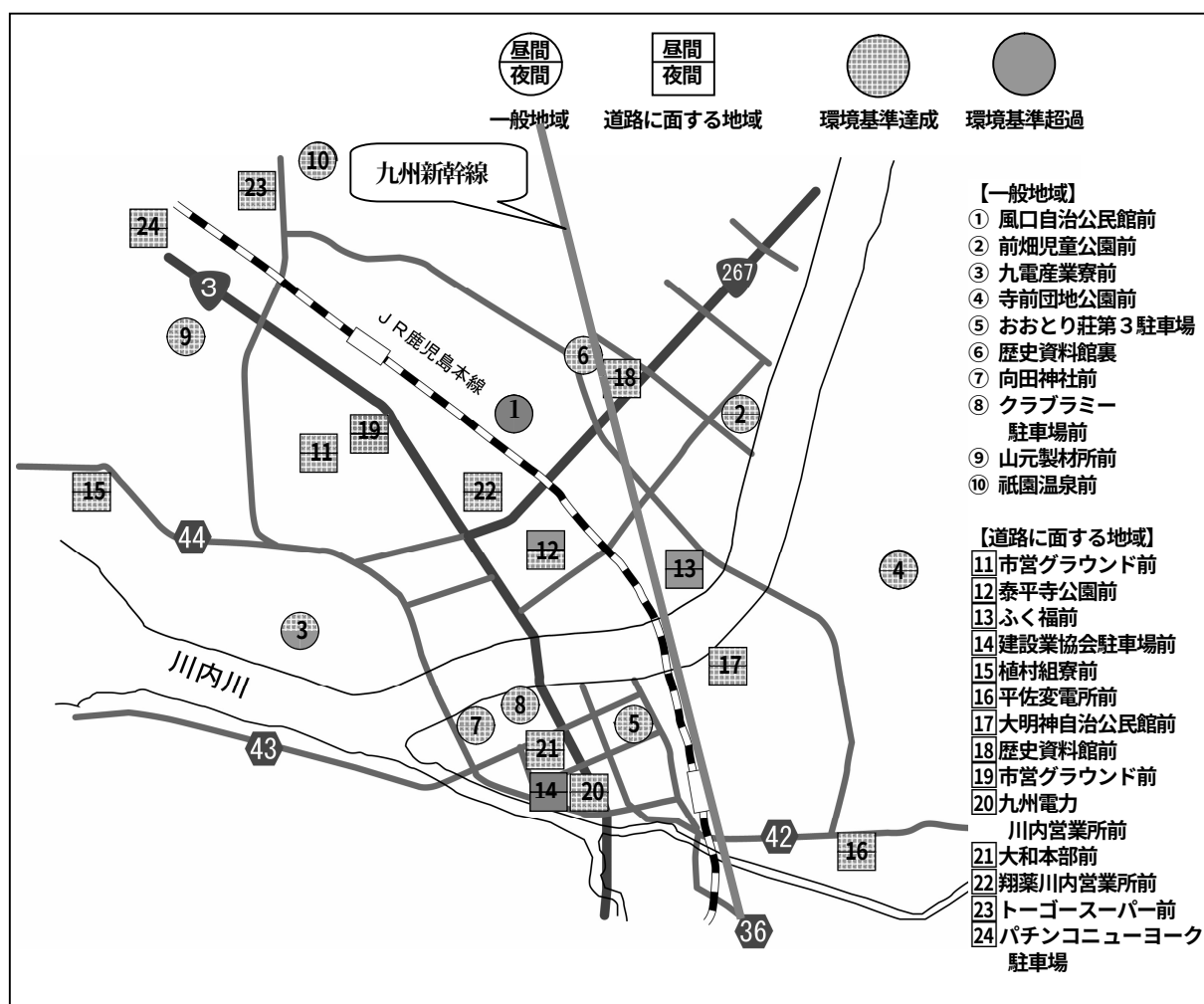
環境基本法により、人の健康を守るために望ましい基準（環境基準）が、地域類型ごとに定められています。〔資料3-1〕

本市では、環境騒音の状況を把握するため、市内24地点（一般地域10地点、道路に面する地域14地点）で調査を行っています。

平成17年度の環境基準達成率は、一般地域で85%、道路に面する地域で83%でした。

〔資料3-12、3-13〕

図表 3-9 環境騒音調査の状況



2 自動車騒音の監視

自動車騒音については、騒音規制法により地域や車線等によりその限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して騒音の対策等を要請できることになっています。〔資料 3-5〕

平成 17 年度に鹿児島県が実施した自動車騒音の常時監視結果では、要請限度を超過していません。なお、本市が調査した環境騒音の結果と要請限度を比較しても超過している地点はありません。

〔資料 3-14〕

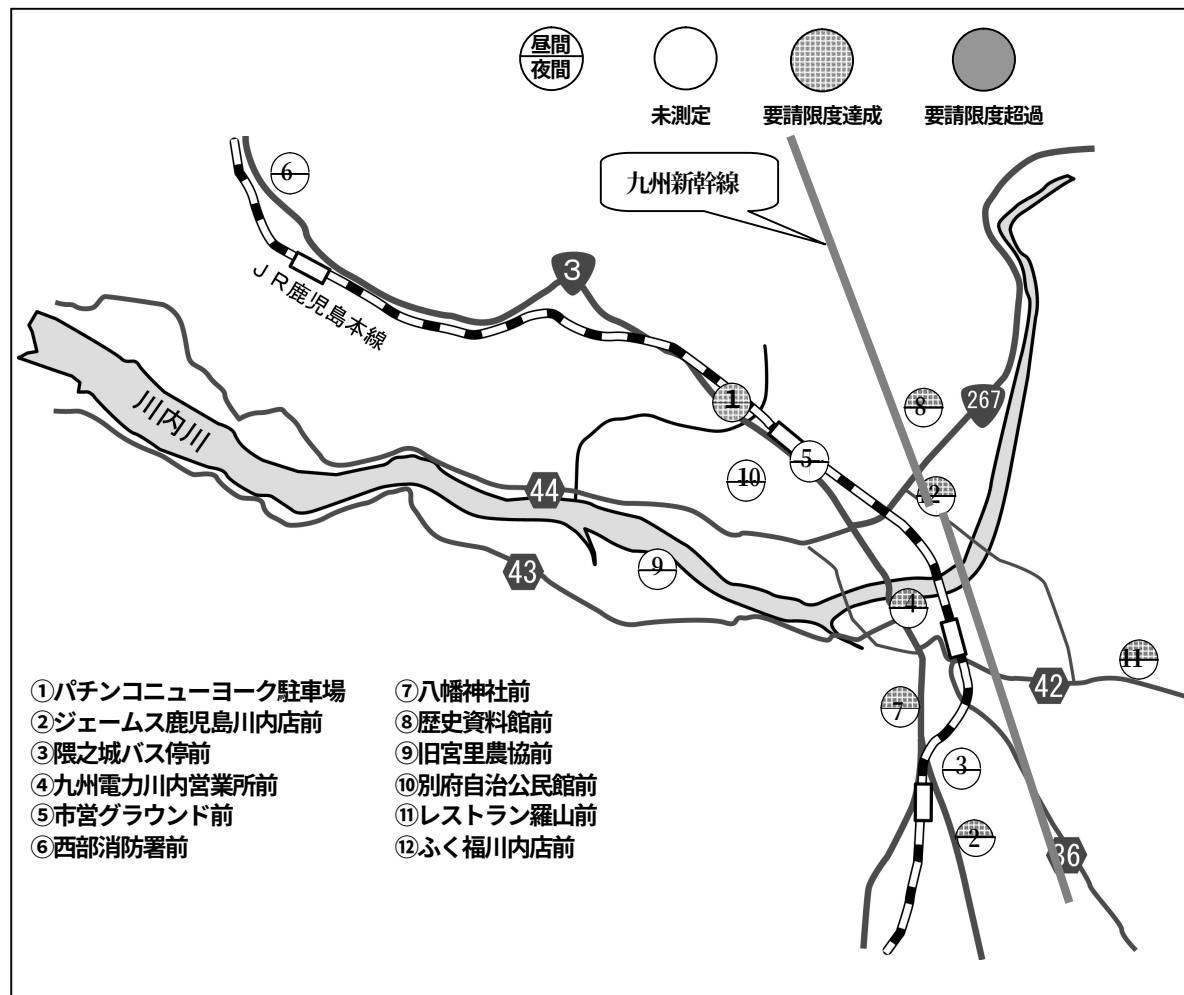
3 道路交通振動の監視

道路交通振動については、振動規制法により地域によりその限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して振動の対策等を要請できることになっています。〔資料 3-11〕

道路交通振動は、市内 12 地点で調査を実施しており、うち 1 地点は定点のため毎年測定を行っています。残りの 11 地点については、5 地点と 6 地点に分け、1 年おきに測定を行っています。

平成 17 年度は定点 1 地点と隔年測定 6 地点で測定を実施しましたが、要請限度を超過する地点はみられませんでした。〔資料 3-15〕

図表 3 -10 道路交通振動調査の状況



4 発生源対策

(1) 騒音に係る規制

工場・事業場

騒音規制法、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は、事前の届出義務があり、また、工場から発生する騒音について規制されています。

また、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔☞資料 3-3, 3-16, 3-19〕

建設作業

騒音規制法、旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）では、騒音が著しく発生する特定の機器を使用して行う建設作業を行う者は、事前の届出義務があり、また、騒音の限度や作業時間帯等について規制されています。

なお、届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔☞資料 3-4, 3-18〕

深夜営業、拡声機

鹿児島県公害防止条例では、飲食店等の深夜営業に係る規制基準を定めています。深夜営業に係る騒音苦情が発生した場合、県と共同で調査を行い、騒音防止の指導を行っています。

また、拡声機の使用に関しては、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）、旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）により各種の規制があり、苦情が発生した場合は条例に基づき指導を行っています。

〔☞資料 3-6～3-8〕

(2) 振動に係る規制（川内地域のみ）

工場・事業場

振動規制法に基づく特定施設を設置しようとする者は、事前の届出義務があり、また、工場から発生する振動について規制されています。

また、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔☞資料 3-9, 3-17, 3-19〕

建設作業

振動規制法では、振動が著しく発生する特定の機器を使用して行う建設作業を行う者は、事前の届出義務があり、また、振動の限度や作業時間帯等について規制されています。

なお、届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔☞資料 3-10, 3-18〕

第3節 悪臭

悪臭は嗅覚で直接感じられ、その感じ方は個人差があることから、騒音・振動とともに感覚公害といわれています。悪臭は人に不快感・嫌悪感を与えるものであって一般に多成分・低濃度の混合気体であり、その刺激の強さと人間の嗅覚の関係から防止対策の難しさが指摘されています。

1 悪臭の監視

本市には、悪臭の発生源となる主な事業場として、パルプ工場、堆肥製造工場、畜産業などがあり、この中から大規模な事業場を中心に悪臭の測定を行っています。

平成 17 年度は、市内の 3 事業場について、悪臭測定を行った結果、規制基準の超過はみられませんでした。

〔➡資料 4-2～4-4〕

2 発生源対策

(1) 悪臭防止法に基づく規制

市街地でパルプ工場が操業していることもあり、本市は県内で最も早く悪臭防止法の適用を受け、昭和 49 年 12 月 11 日から規制が始まりました。

悪臭の規制は、悪臭防止法で定められた 22 物質（特定悪臭物質）の濃度で規制されていますが、他の公害規制と違い、特定の施設のみ適用されるものではなく、特定悪臭物質を発生する全ての事業場が対象となり、事前の届出は必要ありません。

また、悪臭防止法の改正により平成 8 年 4 月から、人間の嗅覚によって臭いの程度を数値化した臭気指数による規制もできることとなっていますが、県内では、鹿児島市が平成 15 年 7 月からこの臭気指数による規制を行っています。

〔➡資料 4-1, 4-7, 4-8〕

(2) 条例に基づく規制

鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）では、著しく悪臭が発生するおそれのある特定施設（指定施設）を設置する者について、事前に届出をさせるとともに、その構造・使用若しくは管理の基準を定めています。

〔➡資料 4-5, 4-6〕